

経理部門の基本有用情報 今月の経理情報

今回のテーマ： 過去から学ぶ消費税率引き上げ時の注意点

2014年4月1日から消費税率が17年ぶりに引き上げられることになりました。前回の引き上げ時と同様に、税率の取扱い等に注意が必要です。

1. 2014年4月1日の消費税率引き上げ（5%→8%）

	取引内容	税率	
原則	2014年3月31日以前の取引	5%	
	2014年4月1日（以下「施行日」）以後の取引	8%	
事例①	施行日前に契約締結し、施行日後に取引をした場合	8%	
事例②	施行日前に仕入れた商品を、施行日後に販売した場合	仕入時	5%
		販売時	8%
事例③	施行日前に販売した商品が、施行日後に返品等された場合	5%	

2. 1997年4月1日の消費税率引き上げ（3%→5%）時に生じた問題点とその対応の見通し

問題点	当時の対応	今回の対応
増税日をまたぐ短期前払費用を、増税前に一括費用処理した場合、増税日以後の期間に対応する部分については新税率が適用されるのか？	支払先から新税率で請求を受けている場合には、新税率が適用されます。	同左
委託販売において、受託者の販売日が増税日前、委託者への売上計算書到着日が増税日後の場合、受託者と委託者で異なる税率が適用されるのか？	異なる税率（受託者は旧税率、委託者は新税率）が適用されます。	同左
売手側の収益計上基準と仕入側の仕入計上基準が異なる場合において、それぞれの基準に従って処理した場合に適用される税率が異なるときは、売手側と仕入側で異なる税率が適用されるのか？	原則として異なる税率が適用されますが、売手側の税率で請求されていることが明らかな場合に限り、仕入側も売手側の税率が適用されます。	同左
増税日前に販売した商品が、増税日後に返品等された場合には、どちらの税率が適用されるのか？	4月中の返品等は旧税率、同年5月以降の返品等は新税率が適用されます。	いつ返品されても、旧税率（5%）が適用されます。

お見逃しなく！

実務上、つぎの点にも検討が必要です。

- 会計ソフトの消費税率引き上げ対応可否、増税分の販売価格への転嫁の可否、「〇〇円（消費税込）」と明記されている契約書の見直し。
- 価格表示は税込表示が原則ですが、消費者に誤解を与えなければ、経過的に認められます。
表示例：「〇〇円（税抜）」、「〇〇円（税抜価格）」、「〇〇円（本体価格）」、「〇〇円+税」
※値札は税抜表示とし、店内の目立つ場所に税抜表示である旨を掲示する方法も認められます。